

令和3年7月2日

学生 各位

副学長（学生支援担当）
中 村 和 之

7月5日以降の本学における課外活動について（通知）

令和3年6月14日付け通知にて、本学の活動指針が「レベル2」としていましたが、感染者数が減少してきたため、**7月5日より「レベル1（カテゴリー：要注意）」**となりますので、課外活動については下記の通りの取り扱いとします。

今後の感染拡大状況により、改めてレベルを引き上げる可能性がありますので、今後の活動を計画する際には留意ください。なお、大学の認可を受けていない非公認の団体（令和2年12月1日付けの通知を受け、活動届を提出した団体を除く）については、引き続き活動を停止とします。

（非公認団体で活動再開を希望する団体は、各キャンパス事務担当まで申し出ください。）

記

1 課外活動の活動指針について

令和3年7月5日（月）から レベル1（カテゴリー：要注意）

2 活動内容について

○感染対策（手指消毒・マスク着用・換気の徹底等）を徹底したうえで活動を許可する。

○大会参加等の学外活動については、申請内容を確認したうえで可否を判断する。

○集会については飲食を伴わないものであれば、内容を確認したうえで可否を判断する。

※詳細は別添「[富山大学における課外活動段階的緩和の目安について](#)」を熟読し、その指示に従うこと。何か不明なことがあれば、各自で判断せず窓口にも必ず相談すること。

3 禁止事項について

○飲食を伴う集会（飲み会・カラオケ・屋外でのBBQ等）は禁止とする。

○緊急事態宣言（都道府県が個別に発出するものを含む）への移動は禁止とする。

○合宿や山中泊を伴う登山等の活動の禁止

※宿泊を伴い長時間行動をともにする合宿や山中泊を伴う登山等の活動については、引き続き禁止とします。

※県外への移動や宿泊を伴う活動については、緊急事態宣言解除により感染者数が微増傾向にあることや、変異株の存在など予断を許さない状況であるため、申請内容を確認したうえで慎重に判断します。

体調に異常を感じた時には、速やかに保健管理センターに相談すること。

4 課外活動利用施設について

体育館等の課外活動施設について、各キャンパスの指示に従い利用してください。

【参考】

◆本学 web サイト「[新型コロナウイルスに関する対応について](#)」

<https://www.u-toyama.ac.jp/news/2020/COVID-19.html#student>

◆新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

【事務担当】

学務部学生支援課

TEL：076-445-6126